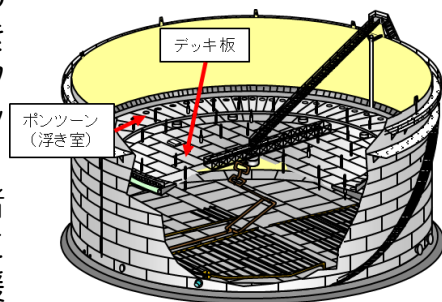


# 浮き屋根の点検に係る技術援助のご案内

タンクの開放時にガイドライン※で定められた浮き屋根の詳細点検を実施することで、その後のタンク供用中に浮き屋根上への危険物の軽微な漏洩があった際に、危険物をタンクから抜き取ることなく適切な仮補修を行うことでタンクの継続使用が可能となるケースがあります。

当協会では、継続使用の条件の1つとなるタンク所有者が実施した浮き屋根の点検がガイドラインに沿って適切に実施されていることを、第三者機関として評価する技術援助業務を行っていますので、是非ご利用ください。

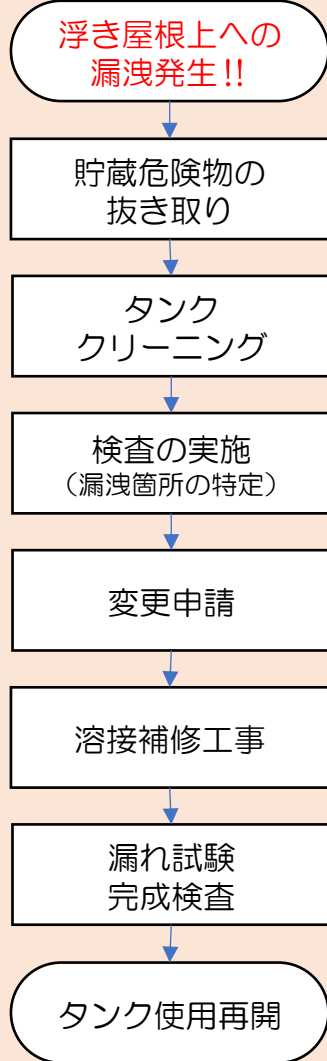


浮き屋根式の屋外タンク

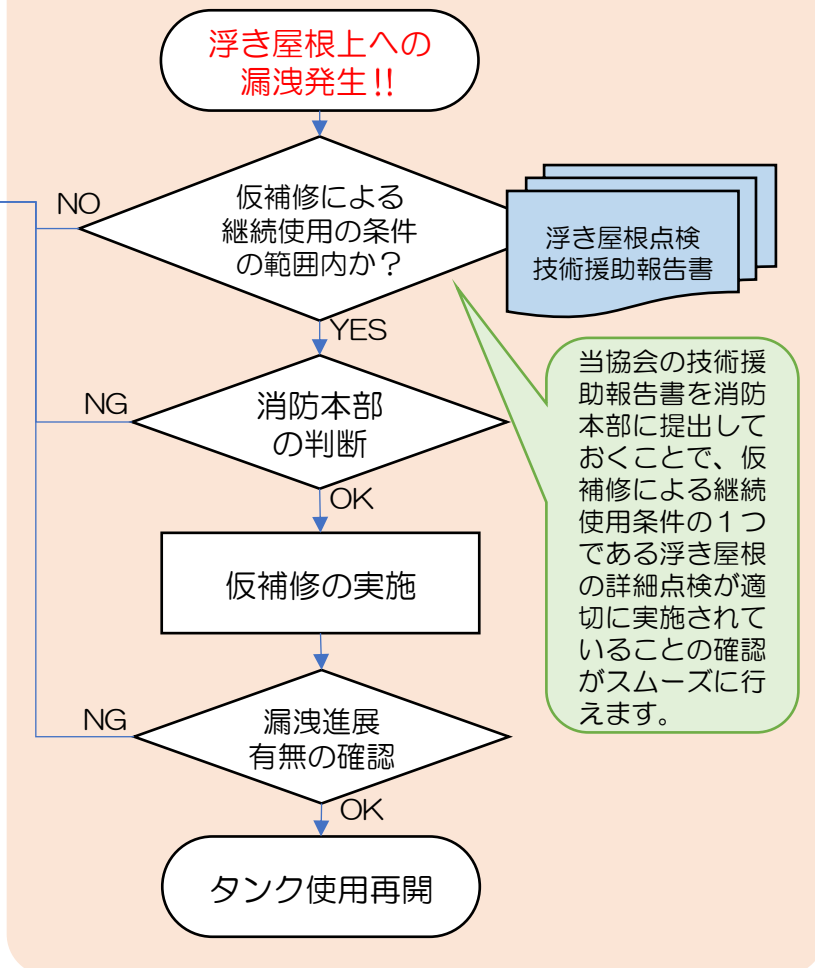
万が一浮き屋根上に軽微な漏洩事故が発生した場合、

1. **タンクの開放が不要になります。**
2. **補修にかかる費用を大幅に抑えることができます。**
3. **使用再開までの期間を大幅に短縮できます。**

## 一般的な対応



## 技術援助を活用した対応例



※ タンク開放時に実施する浮き屋根の点検について記載してある「浮き屋根の漏えい事故防止に関するガイドライン」はこちら

[https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327\\_kiho\\_84.pdf](https://www.fdma.go.jp/laws/tutatsu/items/200327_kiho_84.pdf)

# 技術援助についての概要

## 【背景】

浮き屋根の漏洩事故が相次いだことを契機に、H29～R1年度にかけて総務省消防庁において浮き屋根の事故防止等に関する調査及び検討が行われました。その後、検討結果を踏まえた「浮き屋根の事故防止に関するガイドライン」において、次の①～③を含む浮き屋根の健全性確認等を事業者において実施することが重要であることが示されました。

- ①開放時のポンツーン及びデッキ板の気密性等の確認
- ②ポンツーン内の仕切り板の健全性確認
- ③過去の補修履歴を踏まえた浮力確認

さらに、上記の①～③について**第三者機関（又は消防機関）の確認を受けたタンク**については、その後の供用時に何らかの理由で**微小漏洩した場合においても、仮補修を実施したうえで継続使用できることと**されました。

（令和2年3月27日消防危第84号「屋外貯蔵タンクの浮き屋根の安全対策について」）

## 当協会が行う技術援助の内容

公正中立な第三者機関として、**構造の確認**や**数値計算による評価**を行うとともに、**現地確認**を行い、ガイドラインで示された上記①～③の要件を満足しているかの確認を行います。また、必要に応じて、具体的な点検方法等について助言を行います。（例：ポンツーン加圧漏れ試験の実施上のポイント等）

### ☆書類確認☆

書類上（点検記録等）でガイドラインに示された要件を満足しているかどうかを確認します。（浮力評価含む。）

（標準的な提出書類）

- ✓浮き屋根関係図面（浮き屋根詳細図等）
- ✓開放時の浮き屋根点検記録
- ✓浮き屋根の溶接補修工事に係る品質管理記録
- ✓最新の浮き屋根重量表

### ☆現地確認☆

協会検査員が対象タンクの以下の項目について状況を確認します。

- ①デッキ板の目視確認
- ②ポンツーンの目視確認
- ③ポンツーンに加圧漏れ試験
- ④ポンツーンの板厚確認



### ☆結果の報告☆

確認内容を踏まえ、総合的な結果を報告します。

※ガイドラインの要件を満足していない点の確認された場合は、是正方法等について適宜助言を行います。

<直近5年間の受託実績>

R3年度	25件
R4年度	22件
R5年度	33件
R6年度	35件
R7年度	40件

本技術援助をご活用いただき事業者様が年々増えてきています！

<お問い合わせ先>

危険物保安技術協会 タンク審査部  
TEL 03-3436-2355  
E-mail [tank@khk-syoubou.or.jp](mailto:tank@khk-syoubou.or.jp)  
[tankgien@khk-syoubou.or.jp](mailto:tankgien@khk-syoubou.or.jp)



危険物保安技術協会

Hazardous Materials Safety Techniques Association